

牧之原市立図書館寄贈資料受入基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、「牧之原市立図書館資料収集方針」に基づき、牧之原市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 図書館の蔵書の増加を図り、知的資産の充実に資するため、資料の寄贈申出を受け付ける。

（受入資料）

第3条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 「牧之原市立図書館資料選定基準」に準拠し、原則5年以内に発行されたもの。
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多い資料。
- (3) 牧之原市または静岡県に関わりの深い資料。
- (4) その他、館長が必要と認めた資料。

2 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした資料。
- (2) 汚損又は破損のひどいもの。書き込みがあるもの。
- (3) 百科事典・参考書・問題集・雑誌・新聞など。

（受入の条件）

第4条 受領後の取り扱いについては、図書館に一任することを条件とし、図書館から個別の連絡は行わない。

（その他）

第5条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この基準は、令和2年8月27日から施行する。